

①派遣

適法な手続

適法な事業者

適法な派遣の業務内容

□労働者派遣許可事業所と適法な契約に基づき労働者の派遣を受けている

□労働者派遣事業所は有効な資格を持つ事業者である

※ 労働者派遣事業の許可を受けている事業者は「労働者派遣事業許可証」の交付を受けており、許可証には有効期間が記載されています。

※ 平成27年9月30日施行の「改正」労働者派遣法により、「特定労働者派遣事業」(届出制)の区分は廃止され、その後新たに許可を受けていなければ労働者派遣事業を行うことはできません。

□派遣の業務は禁止されている業務ではない

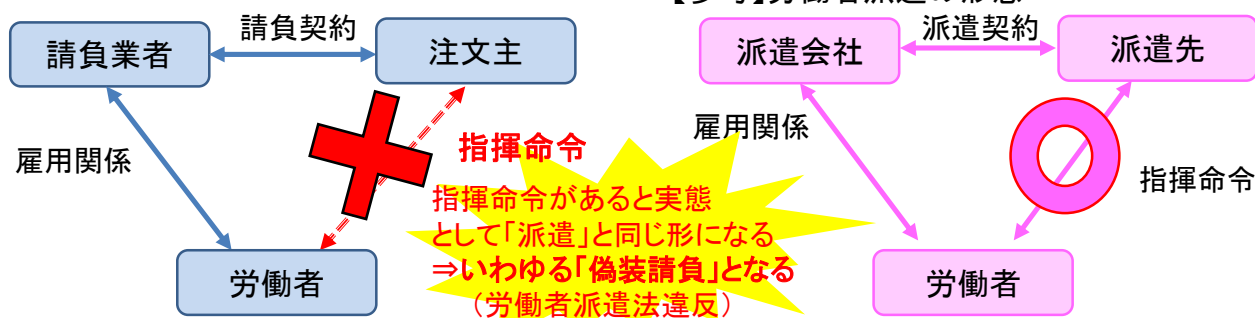
※ 派遣禁止業務(労働者派遣法第4条) **港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務**

②請負

いわゆる「偽装請負」となってない

□注文主から請負事業者の労働者に対して作業指示などの指揮命令を行っていない

【参考】労働者派遣の形態



※ 適正な請負であるためには、請負事業主が、自己の労働者の労働力を自ら直接利用し、請負業務を自己の業務として注文主から独立して処理することが必要です。

③出向

在籍出向の場合、適正な出向目的で受け入れている

□出向の目的が次のいずれかに該当するもので、形式的な出向(単なる人出し)ではない

□労働者を離職させないで、関係会社において雇用機会を確保する目的

□経営指導、技術指導の実施を目的

□職業能力開発の一環として行うことを目的

□企業グループ内の人事交流の一環として行うことを目的

いずれかの目的に該当しない場合には⇒「労働者供給事業」として職業安定法違反となる可能性があります。(職業安定法第44条)

④職業紹介

適法な職業紹介事業者

適法な業務についての紹介

□職業紹介事業者は有効な資格を持つ事業者である

※ 職業紹介事業の許可を受けている事業者は「職業紹介事業許可証」の交付を受けており、許可証には有効期間が記載されています。

□有料で職業紹介を受ける業務は禁止業務ではない

※ 有料職業紹介取扱禁止業務 **港湾運送業務、建設業務**

労働者派遣事業者・職業紹介事業者の許可状況の確認は ⇒

厚生労働省 人材サービス総合サイト

検索

お問い合わせ

福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746